

中標津空港、女満別空港における「特定利用空港」への対応について

1 概要

国は、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁が、平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」としている。

当該空港・港湾においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図るとしている。

また、平素から円滑な自衛隊の人員・物資輸送等にも資するよう、「特定利用空港・港湾」と自衛隊駐屯地等とのアクセス向上に向け、道路ネットワークの整備を図るとしている。

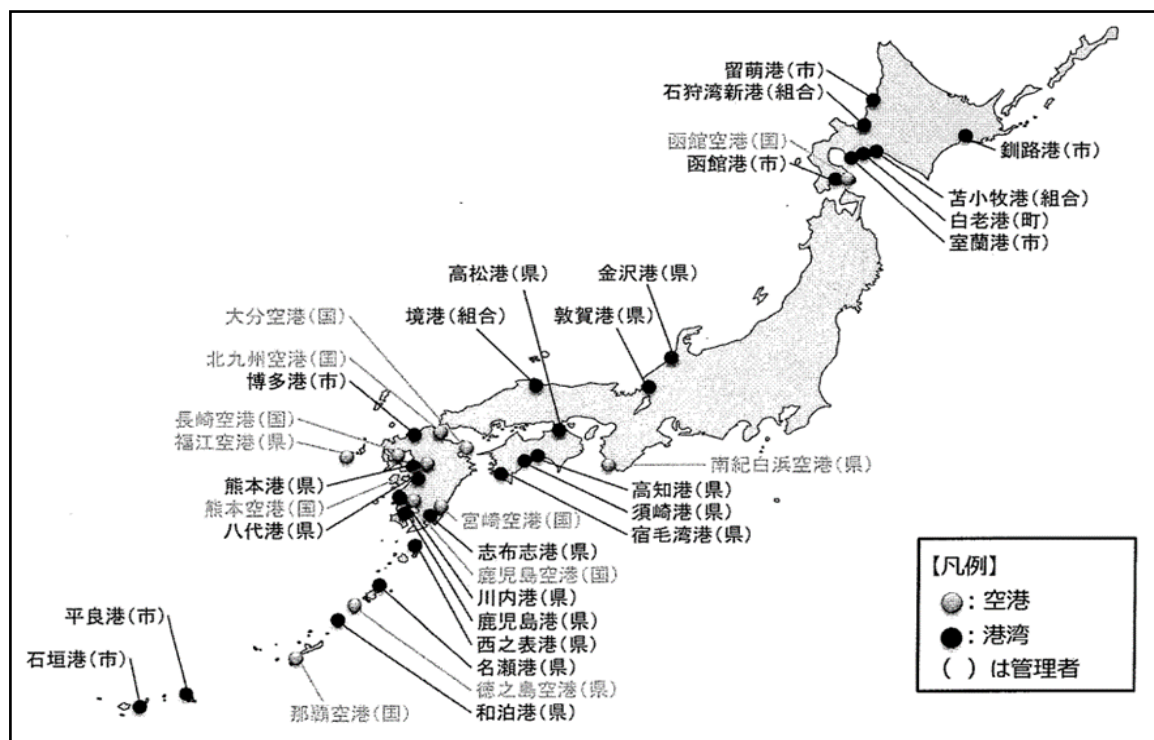
2 特定利用空港・港湾の指定状況

令和6年4月1日の指定以降、追加指定が行われ、令和7年4月1日現在、全国で11空港及び25港湾としている。

道内では、昨年4月に室蘭港、苫小牧港、釧路港、留萌港、石狩湾新港の5港湾、本年4月に函館空港、函館港、白老港の1空港2港湾が指定され、現在、1空港7港湾となっている。

また、「特定利用空港・港湾」とのアクセス向上に向けた道路ネットワークの整備に取り組む事業は、今年度は全国で11事業あり、うち道内は8事業が対象となっている。

○特定利用空港・港湾（令和7年4月1日現在）



○道路ネットワークの整備（令和7年4月1日現在）

都道府県	整備事業(箇所)
北海道	北海道縦貫自動車道（士別釧路～名寄）、北海道横断自動車道（足寄～北見） 端野高野道路、厚賀静内道路、静内三石道路（静内～東静内）、生田原道路、 長沼南幌道路、遠軽上湧別道路
沖縄県	那覇北道路、小禄道路、豊見城東道路

※北海道：室蘭港、苫小牧港、釧路港、留萌港、石狩湾新港 沖縄県：那覇空港

3 空港管理者及び関係自治体に対する国の説明

(1) 開催月日、対象空港など

国（内閣官房、防衛省、国土交通省）は、道が管理する中標津空港、女満別空港を「特定利用空港」に指定したいとして、道並びに空港所在自治体等への説明会が開催された。

月 日	対象空港	出 席 者
5 月 22 日	中標津空港	国、道、中標津町
5 月 23 日	女満別空港	国、道、大空町、美幌町 Web:網走市、津別町、置戸町、佐呂間町

(2) 主な内容

- ・ 両空港の指定理由は、近傍に自衛隊駐屯地が所在していることや、これまでの自衛隊、海上保安庁の活用実績を踏まえ、災害時等のより効果的な対応が図られること。
- ・ 指定後の訓練は、年数回程度で、これまでの内容と大きく変わる訓練は想定しておらず、引き続き、内容に応じ地元自治体に説明のうえ実施する。
- ・ 本取組は、平素における空港の利用を対象としたものであり、有事（武力攻撃事態や武力攻撃予測事態）における利用を対象としたものではない。
- ・ 指定後は民生利用を主としつつ、自衛隊等の利用にも資するよう、両空港では、現在事業として進めている滑走路の改良や無線施設の整備を促進する考え。
- ・ 国としては、年度末を目指して、「円滑な利用に関する枠組み」に係る確認文書を交わし、来年度予算公表に合わせて特定利用空港の追加を公表したい。また、来年度予算編成を見据え、年内の早い時期に回答を希望するもの。

4 今後の対応

- ・ 本説明終了後、6月27日付けで両空港に関して「円滑な利用に関する枠組み」を関係省庁と道（空港管理者）との間で確認する旨の依頼があった。
- ・ 「特定利用空港」の指定にあたっては、空港所在自治体など関係者の理解を得ることが重要と考えており、国に対して、丁寧かつ十分な情報提供と説明を求めるとともに、関係自治体の意向や空港運営への影響などを踏まえながら国との協議・調整を進めてまいる。